

平成27年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成27年11月25日（水）午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出 席 委 員

1 番 掛 川 正 治	2 番 中 村 良 男
3 番 須 藤 喜 一 郎	4 番 三 須 清 一
5 番 齋 藤 隆	6 番 染 谷 智 一 郎
7 番 新 堀 政 夫	8 番 渡 辺 陽 一 郎
9 番 森 正 昭	10 番 阿 曾 敏 夫
11 番 齊 藤 剛 広	12 番 大 野 木 奥 治
13 番 小 池 良 雄	14 番 早 川 真
15 番 江 原 俊 光	16 番 高 田 勝 禱
17 番 渡 邊 光 雄	
19 番 増 田 勝 己	

4. 欠 席 委 員

18 番 川 村 泉 治

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	木 村 孝 夫
次長補佐	落 合 敦
農地係長	富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

報告第4号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農地パトロールの結果について

議長 定刻となりましたので開会いたします。

ただ今から平成 27 年第 11 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席でございます。会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

5 番 齋藤隆委員

6 番 染谷智一郎委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から第 4 号まで合計 4 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件です。

議案第 2 号は「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は、賃借権の再設定が 4 件、所有権の移転が 1 件です。

議案第 4 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。件数は 2 件でございます。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 27 年 11 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。位置図は議案資料の 4 ページ、5 ページをご覧ください。

申請地は〇〇〇〇字中〇〇地先の田及び〇〇〇地先の田、合計2筆、面積は 5,958m²です。いずれも J R 成田線〇〇駅の南側約 1 km の農振農用地区域内に位置しています。譲受人は〇〇にお住まいの農業者です。所有権の移転を行うもので、経営拡大のため買い受けするものです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、齊藤第1調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 座って発表させていただきます。

議案第1号整理番号1について調査結果を報告いたします。

譲受人の妻及び譲受人・譲渡人双方の代理となる者の立ち会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

譲受人の経営耕地面積は借受地を含めると約 4.5 ヘクタール、農作業従事日数は夫婦それぞれ年間 300 日です。大型農機具など、一通りそろえております。

なお、売買代金は合計〇〇〇万円、10 アール当たり約〇〇万〇,000 円とのことです。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、整理番号2について審議します。

事務局、説明してください。

事務局 議案書は1ページ、議案資料は9ページからとなります。こちらも所有権の移転でございます。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑、面積は 575m²です。J R 〇〇〇駅の北西約 1 km に

位置しています。位置図は資料 12 ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の会社役員を兼ねる農業者で、経営拡大のために買い受けするものです。譲渡人は柏市にお住まいの方です。

事務局からは以上です。

議長 続いて、齋藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号 2 について調査結果を報告いたします。

譲受人及びその親の立ち会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

譲受人の経営耕地面積は借受地を含めると約 2 ヘクタール。ほとんどが畑で、一部樹園地です。

農作業従事日数は年間 160 日で、父母もそれぞれ年間 300 日、200 日従事しています。大型農機具など、一通りそろえております。

農地取得後は、ネギ・ハウレンソウ・トマト・キュウリなどの露地栽培を計画しているとのことです。

譲受人の経営耕地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、第 1 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 2 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 2 は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、整理番号 3 について審議します。

事務局、説明してください。

事務局 議案書は 3 ページ及び 4 ページ、議案資料は 15 ページからとなります。同じ布佐にお住まいの親である譲渡人と子である譲受人との間で使用貸借権を設定するものです。

譲渡人が経営移譲した農地の一部を売買するに当たり、制度上、いったん子との使用貸借契約を解除し、再び設定するものでございます。この手続きにより経営移譲年金の支給

を引き続き受給することが可能となります。

申請地は整理番号3の1、〇〇字〇〇〇地先の畑を初め、〇〇、〇〇〇地先の田など、合計12筆、面積は2万6,864m²です。

事務局からは以上です。

議長 続いて、齋藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号3について調査結果を報告いたします。

譲受人の立ち会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

農作業従事日数は年間250日で、妻も190日従事しています。また、大型農機具など、一通りそろえております。

譲受人の経営耕地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの発言がありました。質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号3を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第1号整理番号3は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」の整理番号1を審議します。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをお開きください。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」。下記のとおり農地法の許可を要しない土地の証明願の申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年11月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は36ページからとなります。いわゆる「非農地」の証明願についてです。

所在地は〇〇字〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・雑種地、面積は93m²です。JR成田線〇〇駅の南東約1.2kmに位置していて、都市計画道路手賀沼ふれあいラインの北

側にございます。位置図は 38 ページです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、齋藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 申請人に代わり、国道整備事業を進めている柏土木事務所職員の立ち会いの下、調査を行いました。

資料 37 ページにあるとおり、平成 16 年 9 月 10 日に申請人が相続により土地を取得したのですが、昭和 42 年に申請人の父が本土地を取得していたころからずっと資材置き場として使用しており、コンクリートガラや建設資材を置いていたとのことです。平成元年 10 月 9 日に撮影された国土地理院の航空写真が提出されていて、そうした様子がかげえます。

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明については、農地でないことが明白であり、しかも 20 年以上農地法の所定の許可を得ないまま経過し、かつ、この間農地法第 51 条の規定による違反転用の処分を受けていないことが条件となります。

今回の申請案件はこうした条件に合致すると判断できることから、第 1 調査会では整理番号 1 について全員一致で証明するべきものとの結論に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 平成 16 年の時点で相続というかたちをとってれば、この方はここが農地かどうかというのは分かっていたはずですよ。その時点で地目の変更申請をしないで使い続けたというところちょっと疑問が残るかな。父の代から同じようにコンクリートを置いていて、そのまま続けてしまえば結局なし崩しになってしまうと考えなかったのかなという不安がちょっとあるんですけど、いかがでしょうか。

議長 事務局、いいですか。

事務局 今、都市計画道路を県が整備していると思うんですけども、それやこれやで代わりにとかいろいろ話がある 18 年頃ではもうちょろちょろ落ちていたようですね。相続人としても相続をしたのはいいんですけども、ずっと前からやっていることなので今更どうこうしようと深く考えてなかったというような話はちょっと聞きました。

渡辺陽一郎委員 分かりました。

議長 そのほかありますか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより採決します。農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり証明すべきものと決定いたしました。

続いて、整理番号2を審議します。

事務局、説明してください。

事務局 同じく非農地の証明についてです。申請地は整理番号1の近くです。〇〇字〇〇地先で、登記地目は同じく畑、現況地目・雑種地、面積は152m²です。位置図は41ページからとなります。

事務局からは以上でございます。

議長 続いて、齋藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 高齢で健康を害している申請人に代わり、その子及び孫、千葉県柏土木事務所の立ち会いの下、調査を行いました。

資料40ページにあるとおり、平成14年4月26日に申請人が相続により土地を取得したのですが、既に隣接する事業所は工場内敷地通路及び資材置き場として使用していて、砂利などで踏み固められていたとのことです。平成元年10月9日撮影の国土地理院の航空写真が提出されていて、その様子がうかがえます。

整理番号1同様、農地でないことが明白であり、しかも20年以上も農地法の所定の許可を得ないまま経過し、かつ、この間農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けてないものと判断しました。

よって、第1調査会では整理番号2は全員一致で証明すべきものとの結論に至りました。以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号整理番号2に対する質疑を打ち切ります。

これより採決します。農地法の規定により許可を要しない土地の証明願について証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり証明すべきものと決定しました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成27年11月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1から4は賃借権の再設定、5は所有権移転でございます。

整理番号1からご説明いたします。議案資料は43ページからとなります。

整理番号1の借受者は〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者はその親です。賃借権を再設定する農地は〇〇地先の田一筆、面積は3,063m²です。設定期間は10年、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇0kgです。

次に、整理番号2の借受者は新木の今井ライスセンターです。賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は3,000m²です。借受期間は6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇0kgです。

続いて、整理番号3の借受者は〇〇〇の農業者です。賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,945m²です。借受期間は3年、借賃は10アール当たり〇万円です。

続いて、整理番号4の借受者は〇〇の農業者です。賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の田3筆、合計面積は8,000m²です。借受期間は6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇0kgです。

最後に、整理番号5の買受者は〇市の農業者です。買い受けする農地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の田4筆、合計面積は5,145m²です。売買希望価格は10アール当たり〇〇万円程度とのことでございます。

事務局からは以上です。

議長 続いて、齋藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は借受地を含め、約 3.92 ヘクタール。農業従事日数は年間 280 日で、妻も 150 日従事しています。農業施設や大型機械など、一そろい保有しています。

整理番号2の借受者は農業生産法人として認定されています。経営面積は借受地を含め、約 31.7 ヘクタール。こちらも農業施設や大型機械など、一そろい保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積は借受地を含め、約 0.92 ヘクタール。農業従事日数は妻ともども年間 350 日です。

整理番号4の借受者の経営面積は借受地を含め、約 3.56 ヘクタールです。農業従事日数は妻ともども年間 250 日で、子も 150 日従事しています。こちらも農業施設や大型機械など、一そろい保有しています。

整理番号5の買受者の経営面積は借受地を含め、約 13.3 ヘクタール。農業従事日数は年間 280 日で、妻も 200 日従事しています。やはり農業施設や大型機械など、一そろい保有しています。

以上の内容を基に審査しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から5までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 整理番号3の借受者〇〇さんは確か新規就農者で、これは再設定ですね。畑なので設定期間が長ければ長いほうがいいのかなと思ってずっとやっていたわけですから、この3年と短く切ったのは理由があるのかな。分かりますか。

議長 事務局。

事務局 これは、恐らくは地主さんの意向かなと思うんですね。〇〇さんにすれば多分長く借りていたほうが安定していいとは思いますが、恐らく地主さんが前と同じ契約で期間も同じというふうな意向を示したのではないかと思います。

渡辺陽一郎委員 あ、そうですか。この方は私と同じ組合のハウスのほうも借りている

はずなので、そんなに〇〇は歳は行っているといっても私より年下なんで、そんなに短くなくても。どちらにしても独身で、将来農業をやる気もあまりないようだったので、それで確認しただけです。分かりました。

事務局 そんなに深い意味はなくて、地主さんが前の契約と同じでいいよと言ってそういうふうになったんじゃないかと思うんです。

渡辺陽一郎委員 あ、なるほど。はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号1から5まで一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から5は原案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を審議します。事務局、説明してください。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり成田税務署長及び松戸税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年11月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は48ページ及び49ページとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について成田税務署及び松戸税務署より利用状況確認依頼があったものでございます。これを受けて地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

議長 それでは整理番号1から各委員より報告をお願いします。

整理番号1について増田勝己委員、報告をお願いします。

増田勝己委員 議案資料の 48 ページを開いてください。

平成 27 年 11 月 4 日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇〇地先の田一筆、面積 2,004m²について現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認いたしました。

以上です。

議長 続きまして、整理番号 2 について三須清一委員、報告をお願いします。

三須清一委員 整理番号 2 は議案資料の 49 ページを開いてください。

平成 27 年 11 月 12 日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇〇地先の田一筆、面積 3,063m²について現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

議長 以上ですべての報告が終了しました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見のある委員は挙手を願います。

渡邊光雄委員。

渡邊光雄委員 確認の意味でちょっとお伺いします。自分でここを耕作ということじゃなくて法律が改定になって、他人に貸してもいいということになったと思うんですが、自己所有で自己耕作、これはいいんですが。昔からこれは 20 年ということ。今度は貸し付けしてもいいというふうな農地法の改正になったと伺っています。その点をお伺いしたいんですが。

議長 この辺の説明、事務局、お願いします。

事務局 はい、お答えします。

納税猶予につきましては、古い制度では人に貸すこともできない。ただ、20 年たって一定要件を満たしていた場合は免除ということでした。新制度に移行してから新制度で納税猶予をされた方については、我孫子の地域、市街化区域なんかを持っていた場合、もう永年というかたちになっております。

それから、旧制度で 20 年で一応免除になる方について、もし貸し付けをした場合、これは永年になります。新しい制度では納税猶予の時でも人に貸し付けることはできますけれども、もし旧制度で 20 年で免除となる方が貸し付けをした場合に、これは 20 年で免

除という事項が消えてしまいまして、確か永年というかたちになります。

議長 いいですか。

渡邊光雄委員 法律で言えば 20 年経過ということで、新制度はまだ発足してその期限が来ていないのでそれで結構だと思います。制度としては貸し付けてもよろしいということになっているわけだよね。これはその前の時の制度を適用してやっていると理解します。

議長 そのほか質問ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり両税務署長に報告することにいたしました。

斉藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告は第 1 号から第 6 号までの 6 件でございます。議案書は 9 ページからとなります。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計 2 件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地でございます。

続いて、報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計 7 件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第 3 号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。農地法第 5 条関係の 1 件を諮問したところ、平成 27 年 11 月 13 日に許可相当と議決され、回答がありました。

続いて、報告第 4 号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録」です。

農業経営基盤強化促進法による農地の買い受けを行う目的で、本名簿の登録申請がありました。我孫子市農地移動適正化あっせん基準の「権利を利得させるべき要件」を満たしていることから受理いたしました。7 ページの議案書第 3 号整理番号 5 で審議した案件に

関連するものでございます。

次に、報告第5号は「農地法第18条第6項の規定による通知」についてで、合計2件受理しました。なお、整理番号2は議案書2、3ページの議案第1号整理番号3で審議した案件に関連するものでございます。

最後に、報告第6号は「農地パトロールの結果について」です。去る8月から10月にかけて行った農地パトロールの結果の報告です。

農地係長から報告いたします。

富塚農地係長 私のほうから報告させていただきます。皆様のお手元に別紙1「農地パトロール調査」といったこの表があると思いますが、そちらをご覧いただきたいと思えます。

8月から10月の3ヶ月にかけまして第1調査会から第3調査会により農地パトロールを行った結果、判明いたしました耕作放棄地につきましてこの表にまとめたものでございます。

回った件数は、第1調査会では12件、第2調査会では30件、そして第3調査会では13件というかたちになっております。平米数につきましては、第1調査会で判明したものが合計で2万4,157m²、第2調査会では3万2,551m²、そして第3調査会では2万43m²となっております。

ただ、ここで第1調査会のほうで判明しました11番の所有者〇〇様の農地について、先ほど高田委員のほうから報告がございました。荒れていた状態だったのがきれいに整備されているということで、この4筆につきましては外していただければと思えます。

それから、こちらの耕作放棄地の所有者には今後農地法の規定によりまして利用意向調査といったものをお出しします。簡単に申し上げますと、あなたの農地は耕作されていない状況ですが、今後どうされますか。ご自分で耕作されるのでしょうか、それともなたか借りてくれる方がいれば貸す意思があるのでしょうか、それとも農地中間管理機構のほうにお預けするようなお考えでしょうかというような内容を伺って、その回答によって対応していきたいと思えます。農業委員の皆様におかれましては、貸したいんだけどというような内容の回答があった場合には事務局とともにご相談に乗っていただくなど、ご対応のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

私のほうからは以上でございます。

議長 報告第1号から6号まで何かご意見がありましたら。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告第1号と第2号の市街化区域の農地法4条と5条の届出についてですが、これ、届出をしてどのくらいで受理証明を出すんですか。実は柏のほうは非常に早く出してもらっている、我孫子の農業委員会は何をやっているんだ、ちょっと手間がかかっているんだけどという話があるんです。この市街化区域の農地は届出をすればもういいというかたちですよ。昔は非常に早かったけど今は遅くなったよと業者から言われたものですから、ちょっとその辺。届出があつてどのくらいで通知するんですか。

議長 この辺、事務局。

事務局 それには基本的には決裁が必要でございます。その決裁する時間はやはり会議とか何かで不在の時もあるので、1時間とか2時間とか、そういうようなかたちになっています。

阿曾敏夫委員 早くて2時間ということですか。ちょっと我孫子の場合は時間を食いつぎているというような。

事務局 その件について近隣の市町村を調査しました。もともと我孫子は即時やっていたんですけども、それですと忙しい時とか手が空かないときでもやらなきゃならなくて支障を来たしていたんです。他の市町村では翌日回しとかになっていて、逆に我孫子がいちばん早いということでした。我孫子でもせめて決裁する時間は確保するというので、おおむね2時間後というふうにこのところは処理しております。

阿曾敏夫委員 じゃ2時間たてば大体届け出済みというかたちで効力が発生すると判断していいですね。

議長 はい、どうぞ。

事務局 届出をした添付書類等に問題がなければ、おおむね2時間以内に決裁を取った上で交付するようにしております。

阿曾敏夫委員 分かりました。とにかく届出制度だからね。業者から前は早かったけどこの頃遅くなったよという話があったもので。柏に申請したときは早いよと言われたもので。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成 27 年第 11 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人